

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

10 2015 月号 | No.511



Trick or Treat

\\ お山の体操教室 //

体を動かすのが大好きな子どもたち!!

日頃の生活に運動を取り入れてみませんか?

人のうごき [平成27年9月31日現在] | 人口 2,508人(-2) 男 1,216人(-1) 女 1,292人(-1) 世帯数 946(+5)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ©役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 I.P.5000~5004

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173



Happy Halloween

納めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、平成26年度の一般会計および5つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第二百三十三条6により、村民のみなさまに決算の要領を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。

◆一般会計決算収支の概況



一般会計の決算は、歳入26億664万円、歳出24億9,888万円で、平成25年度決算と比較して、歳入で10.3%、歳出で9.6%の増加となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億776万円の黒字となり、この額から平成27年度へ繰り越した5,827万円を差し引いた実質的な収支は4,949万円の黒字となりました。

| 年 度 | 歳 入 | 歳 出 | 形 式 収 支 | 実 質 収 支 |
|-------------|------------|------------|---------|----------|
| 平 成 2 6 年 度 | 26億664万円 | 24億9,888万円 | 1億776万円 | 4,949万円 |
| 平 成 2 5 年 度 | 23億6,310万円 | 22億8,100万円 | 8,210万円 | 6,051万円 |
| 増 加 額 | 2億4,354万円 | 2億1,788万円 | 2,566万円 | △1,102万円 |
| 増 加 率 | 10.3% | 9.6% | 31.3% | △18.2% |

◆一般会計歳入の特徴 ～村民一人あたりの納めた村税は78,286円～

自主財源では、村民税が前年度から930万円(13.1%)の増加となりましたが、固定資産税については332万円(3.3%)の減少となりました。また、分担金及び負担金で、勝浦町、上勝町と共同で進めてきた消防救急デジタル無線整備事業の1億1,880万円の負担金収入があり、前年度から1億1,803万円(2341.9%)の大幅増となっています。

依存財源では、国庫支出金や県支出金は例年並みの収入を確保できましたが、地方譲与税、地方交付税などが減少しました。地方交付税は前年度より1,811万円の減少となり、歳入全体に占める割合は52.8%となりました。また、村の借金である村債は、小松島市外三町村衛生組合負担金や村道中央線改良事業などのハード事業、自治振興交付金事業や高齢者外出支援助成事業などのソフト事業、災害復旧事業などで発行し、前年度と比べ6,487万円増加しました。

村の歳入は、自主財源の割合が23.1%と低く、一方で依存財源が76.9%となっており、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっているといえます。

◎村に納めた村民一人あたりの税金

【平成27年3月31日現在の人口(2,538人)で算出】

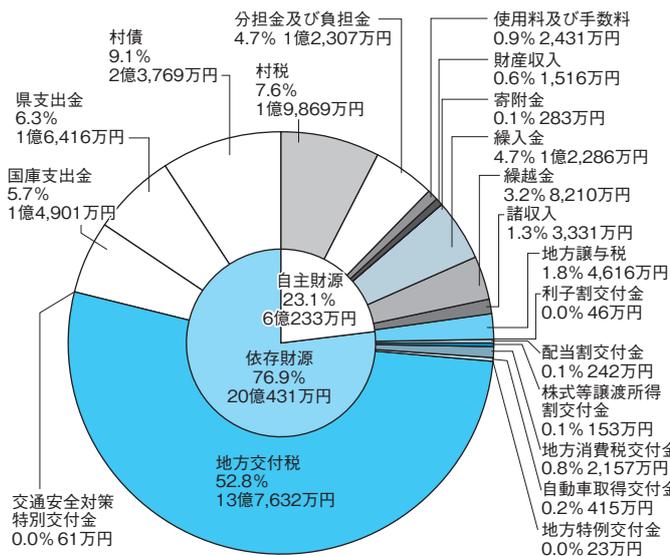
| 区 分 | 平成26年度決算 | 平成25年度決算 | 増加額 | 増加率 | 一人あたり |
|-----------|-----------|-----------|--------|-------|---------|
| 村 民 税 | 8,026万円 | 7,096万円 | 930万円 | 13.1% | 31,623円 |
| 固 定 資 産 税 | 9,837万円 | 1億169万円 | △332万円 | △3.3% | 38,759円 |
| 軽自動車税 | 914万円 | 906万円 | 8万円 | 0.9% | 3,601円 |
| 村たばこ税 | 1,092万円 | 1,147万円 | △55万円 | △4.8% | 4,303円 |
| 計 | 1億9,869万円 | 1億9,318万円 | 551万円 | 2.9% | 78,286円 |

◆一般会計歳出の特徴 ～村民一人あたりに使われたお金は984,586円～

目的別では衛生費、商工費、教育費、諸支出金が減少し、その他の項目は増加しました。増加要因は、総務費では阿波市と共同でのシステムクラウド化事業やマイナンバー制度の対応など、消防費では消防救急デジタル無線整備事業などを推進したためです。村が国などから借りた借金返済の経費である公債費は、前年度より1,137万円増加し、歳出全体の18.4%と多くの割合を占めています。また、諸支出金は、減債基金や環境基金などに合計1億996万円を積立てたためです。

性質別に見てみると、任意的経費が41.7%、義務的経費が40.7%、投資的経費が17.6%となっています。なかでも、義務的経費である公債費が18.4%、人件費が17.0%を占めています。義務的経費については、歳出全体に対する割合が低いほど財政の弾力性が確保されるので、今後の村の財政運営での大きなポイントの一つになるといえます。

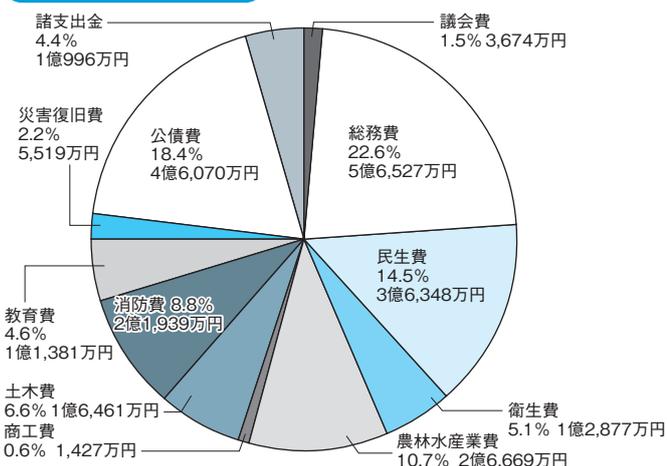
◎一般会計歳入決算額 26億664万円



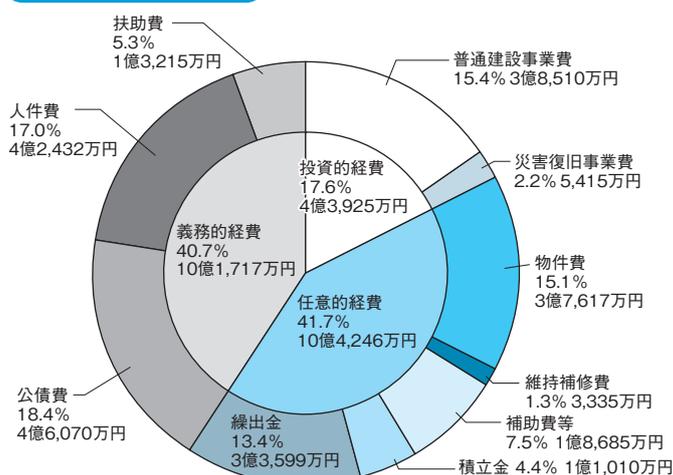
- △村税
私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税
- △繰入金
使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- △繰越金
前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- △その他の自主財源
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- △地方交付税
地方自治体の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- △国庫支出金
国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △県支出金
県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △その他の依存財源
地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- △村債
村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

◎一般会計歳出決算額 24億9,888万円

◎ 目的別歳出の状況



◎ 性質別歳出の状況



◎ 村民一人あたりに使われたお金

| | | | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|
| 公債費 181,521円 | 総務費 222,723円 | 民生費 143,215円 | 諸支出金 43,325円 | 農林水産業費 105,079円 | 教育費 44,842円 |
| 衛生費 50,737円 | 土木費 64,858円 | 議会費 14,476円 | 消防費 86,442円 | 商工費 5,623円 | 災害復旧費 21,745円 |

【平成27年3月31日現在の人口(2,538人)で算出】

- △投資的経費
道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
- △任意の経費
村が裁量によって任意に支出することができる経費
- △義務的経費
支出することが制度的に義務付けられている経費
- △普通建設事業費
道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
- △災害復旧事業費
災害により被災した施設を復旧するための経費
- △物件費
需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
- △維持補修費
道路・公共施設などを修繕するための経費
- △補助費等
各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- △積立金
財政運営を計画的に行うためにお金を積み立てる経費
- △繰入金
一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
- △公債費
村が国などから借りた借入金返済の経費
- △扶助費
高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
- △人件費
特別職・議員の報酬や職員との給与などの経費

◆平成26年度特別会計決算

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と区別しています。

| 会計名 | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 形式収支 | 実質収支 |
|----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 国民健康保険事業 | 4億1,722万円 | 3億6,121万円 | 5,601万円 | 5,601万円 |
| 簡易水道 | 8,370万円 | 8,250万円 | 120万円 | 120万円 |
| 農業集落排水事業 | 1億5,775万円 | 1億5,293万円 | 482万円 | 299万円 |
| 介護保険事業 | 3億6,488万円 | 3億4,660万円 | 1,828万円 | 1,828万円 |
| 後期高齢者医療 | 3,818万円 | 3,765万円 | 53万円 | 53万円 |

財政健全化法とは…

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかってから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期的健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものだといえます。

財政の健全度を判断するには…

下図のとおり①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率⑤資金不足比率の数値などで判断します。なお①～④の数値については、標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を示す指標のひとつ。村の財布の大きさを示すものといえ、平成26年度は1,585,162千円）の数値を基礎としながら算出されます。

| | 健全財政 (健全経営) | | 財政悪化 (経営悪化) | |
|-----------|----------------|----|----------------|---------|
| | 佐那河内村 の数値 | 0% | 早期健全化段階 | 再生段階 |
| ①実質赤字比率 | -% | ◎ | 15.00%～ | 20.00%～ |
| ②連結実質赤字比率 | -% | ◎ | 20.00%～ | 30.00%～ |
| ③実質公債費比率 | 9.9% | ◎ | 25.00%～ | 35.00%～ |
| ④将来負担比率 | -% | ◎ | 350%～ | |
| ⑤資金不足比率 | -% | ◎ | 20%～ | |

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、及び資金不足額がない場合には「-」と記載されます。

早期健全化基準
経営健全化基準
イエローカード

財政再生基準
レッドカード

《早期健全化基準》
財政悪化の状態が「イエローカード」。破たん防止の措置であり、自治体は自主的に財政再建に取り組む。この基準を越えると、一般的な事業などは制約され、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受け公表し、計画の実施状況も公表しなければならない。また外部より監査を受けなければならない。

《経営健全化基準》
資金不足比率において早期健全化基準に相当するもの。

《財政再生基準》
財政悪化の状態が「レッドカード」、国の管理のもとで財政再建に取り組む。
この基準を越えると、早期健全化よりも厳しく一般的な事業などは出来なくなり、財政再生のみを目標とした自治体となる。

項目別の解説

① 実質赤字比率とは…

普通会計（村では一般会計のこと）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。村の平成26年度決算における算定結果は、実質収支額が49,489千円の黒字（標準財政規模に占める割合は3.12%の黒字）となっており、実質赤字比率は-%となります。

4 指標及び資金不足比率について

② 連結実質赤字比率とは…

全会計（村では一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計の6つの会計）の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

村の平成26年度決算における6つの会計の実質収支額の算定結果は、128,488千円（標準財政規模に占める割合は、8.10%の黒字）となり、連結実質赤字比率は-1%となります。

③ 実質公債費比率とは…

自治体の「財布」から「借金返済」にどれだけ充てられているかを示す比率です。村の算定結果は、平成24年度が12.4%、平成25年度が9.6%、平成26年度が7.7%となっており、3か年の平均値は9.9%となります。

実質公債費比率が高い

※家庭に例えると家計に占めるローン返済の割合が高い。

財政の硬直化

※自由に使えるお金が少ない。

④ 将来負担比率とは…

一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

村の平成26年度決算における算定結果は

将来負担するもの…3,965,447千円

- ・地方債（村の借金）の返済
- ・現時点での全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込みなど

軽減されるもの…6,719,250千円

- ・基金（村の貯金）
- ・借金の返済に対する国からの交付見込額

将来負担比率
の算定式

(将来負担するもの)

3,965,447千円

1,585,162千円

(標準財政規模)

—

(軽減されるもの)

6,719,250千円

419,510千円

(平成26年度分の国からの
借金に対する交付額)

× 100 = -1% ※

※分子が△になるため
-1%となる。

⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業（村では簡易水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の2つの会計）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。平成26年度決算において各公営企業とも赤字が無い状態であり、資金不足比率は-1%となります。

◎今後の財政運営にむけて…

以上5つの項目のうち①～④の指標により、村の財政が健全化であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準に満たないことがわかりました。また⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に満たない状況がわかりました。なお、実質公債費比率は、9.9%と高位にあることからピーク時（平成20年度の3か年平均）の23.2%を越えないよう、将来的な地方交付税の減少などを見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより財政の健全化が必要です。

議会だより

平成27年
第3回9月定例会

平成27年第3回定例会は、9月9日開会され、平成26年度各会計決算認定6件、平成27年度会計補正予算案件5件、条例案件3件、財政健全化判断比率等報告案件1件、人事案件1件、請願の処理1件、村長辞職に伴う同意1件の合わせて18件の審議を行い、原案どおりの可決、同意、受理し、9月18日に閉会しました。

現在の取り組み状況・所信表明

佐那河内村長 原 仁志

隣地明確化事業

平成26年度末までに214.5haの事業が終了し、平成27年度の計画が230haとなっています。

山林離れと高齢化により、佐那河内村の山林の境界の未確定が進みつつあり、この隣地明確化事業を、本年度も取り組んでいます。

災害対策

7月16日に台風11号が、8月25日には台風15号が襲来しました。本村は、数件の復旧事案が発生しています。大きな被害は、嵯峨地区丸田の村道東丸線が全面通行止となっており、救急搬送車の通行は、村道キビジリ下線を利用し、嵯峨老人憩の家方面への運行となっています。

土砂災害警戒区域の指定地域のある本村は、災害対策の取り組みを加

速する必要性を実感しています。

地方創生

佐那河内村地方創生総合戦略及び人口ビジョンの策定について、7月14日の第1回目を皮切りに、策定に取りかかっています。現在は各種団体への聞き取り、村民へのアンケートなどを行っているところですが、すばらしい計画書となりますよう村民の皆様のご協力をお願いします。

役場庁舎改築

庁舎基本構想説明会を8月21日に開催しています。基本構想がまとまりましたので、今後は基本計画、基本設計へと進みたいと考えています。

農業関係

今年で6年目となる東京都のイトーヨーカドーの商業施設ですだちフェアを8月23日に開催し、本村の紹介とスタチの消費宣伝を行いました。議会議員の皆様、初めて本村の

阿波踊りすだち連にも参加いただき、市場、流通、消費者の皆様には佐那河内村がスタチにける意気込みを感じていただいたものと思っています。

なお、8月22日には、JA、生産者の皆さんと東京都内で本村のスタチや農産物を扱っている市場を3市場訪ね、本村の状況報告や販売促進にも取り組みました。さらに、佐那河内村出身者で構成されている関東佐那河内会の皆様とも歓談することができました。今後は、関東で活躍されている佐那河内村出身の皆様とのパイプを太くし、交流を促進したいと考えています。

8月24日には、外食産業企業本社を訪問し、本村のスタチの消費拡大などの意見交換を行い、豊洲にある店舗でも、すだちの販売促進を行ってきたところです。

所信表明

今後も本村では少子高齢化が進行し、財政の縮小は避けられず、広域行政なくして地方自治体として本村の存続はまことに厳しいと考えています。広域行政なくして他の市町村並みの行政サービスはできるのでしょうか。

これらのことを踏まえ、佐那河内村長の職を本定例会の最終日の18日に辞職し、今回の一般廃棄物処理場を始めとして、これからの村づくりについて村民の考えを伺いたいと思っています。

● 決算認定案件 ●

議案第57号（認定第1号）～議案第62号（認定第6号） 平成26年度佐那河内村一般会計外特別会計5件の決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

● 補正予算 ●

議案第63号 平成27年度佐那河内村

一般会計補正予算（第2号）について

9,519万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億3,298万7,000円とするもの。

歳入では、地方交付税が、追加配当により1億6,029万3,000円の増額。

国庫支出金では、土木費国庫負担金の道路橋梁災害復旧事業国庫負担金が1,767万円の増額等。

繰入金では、地方交付税の増額により、財政調整基金からの繰入金の

減額が1億4,437万2,000円の減額等。

歳出では、電算システム改修委託料として600万円の増額等、総務費全体で1,459万9,000円の増額等。

災害復旧費では、災害復旧事業工事費が1,400万円の増額等4,300万円の増額。

議案第64号 平成27年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

1,340万円を追加し、歳入歳出の

総額を4億2,490万円とするもの。

議案第65号 平成27年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について

472万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,097万8,000円とするもの。

議案第66号 平成27年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

1,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,420万円とするもの。

議案第67号 平成27年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

260万円を増額し、歳入歳出予算の3億8,362万円とするもの。

● **条例案件** ●

議案第68号 佐那河内村個人情報保

護条例の一部を改正する条例について

マイナンバー制度施行に係る関係条文の改正です。

議案第69号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

佐那河内村水道水源保護審議会の委員の報酬額を定めるもの。

議案第70号 佐那河内村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

マイナンバー制度施行に係る通知カードの発行手数料及び消防用設備等の検査に関する証明手数料の額を定めるもの。

● **報告案件** ●

報告第3号 平成26年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関

する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するもの。

● **人事案件** ●

議案第71号 佐那河内村教育委員会委員の任命について

任期満了に伴い、任命について同意を得るもの。

● **同意案件** ●

同意1号 村長の辞職について

地方自治法第165条ただし書により、同意を得るもの。

● **請願の処理について** ●

請願1号 佐那河内村への一般廃棄物中間処理施設整備計画を無条件で「白紙撤回」することを求める請願書について

請願趣旨について、議会の採択を求めるもの。

一般質問

大岩和久議員

一般廃棄物中間処理施設整備計画について

質 ①現在までの協議内容、経過説明を求める。

②中間処理施設整備計画については、初期のプロセスに大きな問題があったと考えられる。なぜ、住民、議会、地元的地権者の方々にまずは理解を求め、承諾をいただくことができなかったのか、しなかったのか、情報公開がされなかったのか。

③住民目線、住民参画で行うべきであり、計画そのものを見直さなければならぬ。村長の方針を、今、一度回答を求める。

答 ①もろもろの協議、対策、検討の結果、平成26年10月27日の協議会で本村が候補地として選定され、12月議会で公表される予定でした。

11月より地元常会長さんに対しての説明を行い、各地域において説明会を開催し、延べ29回、村民の皆様800名の参加をいただいたところで

す。

村民の皆様からのご意見については、関係自治体に対して要望書を提出し、回答をもらっていますが、施設が存続している間の継続的な財政支援と進入道路の件につきまして、今後も納得のできる回答が得られるよう努力していくということです。

②今回の広域整備に係る一般廃棄物中間処理施設については、長い間の本村の行政課題として、いろいろな枠組みを変えながらも協議を重ねてきました。メリット、デメリットを含めて検討するのも行政の仕事です。検討した結果として、基本計画の案をもって議会、あるいは住民の皆様へ説明を行うスケジュールということでした。12月議会(平成26年)での公表、あるいは住民の皆様への説明がスタートと考えていました。

③広域行政なくして村の存続はないと考えています。

今後も積極的に広域行政を取り組んでいかなければならないと思っています。

今の組織からの脱退や、あるいは単独での施設整備は現在考えてい

ません。

質 地権者の承諾も何ら得ないまま行政サイドが一方向的に協議の場に挙げていった点、さらにその後の内容を公にしなかったことは最大の問題点であろうかと考える。

これでは行政に対する信頼は得られない。今後の行政課題解消に対してこなし続けていかなくてはならない諸問題に、住民の方々の理解が一層得られなくなる。

このような状態をつくった村長の責任は、非常に重いと考えられる。どのようにこのことを考えているか。

答 特に地権者の皆様、あるいは施設ができる候補地に近い村民の皆様にはいろいろとご心配、ご迷惑をおかけしていることにつきましては、この場を借りて改めておわびを申し上げます。

広域行政なくして村の自立はない、厳しいと、私はこのように思っています。

村民の皆様を判断を仰ぎたいと思っています。

新居健治議員

防災 について

質 ①大雨時の増水状況は、現在、根郷と一ノ瀬にカメラを設置し、映し出されているが、その情報はインターネット利用者のみが可能である。

本村ではインターネットができない人もたくさんいると考えられる。

防災無線個別受信機の細かい情報提供が必要だと私は考える。今後どのようにするのか。

答 どのタイミングで放送するのがよいか等、詳細に庁内で検討をし、村民の皆様が台風災害時等での適切な情報把握に村は努めたいと思っています。

質 ②標高の高い集落では大雪の可能性があり、倒木などにより道路網が寸断され、電気、電話線が切断され、集落の孤立状態になる可能性があると考えます。

それを想定した危機管理体制が村では確立されているのか。

答 佐那河内村は、道路への冠雪は、平地では、年に1回程度と思われれます。

しかし、標高が上がればそういうわけにはいかず、住まわれている村民の皆様は対応に苦慮されていることと存じます。

各常会に凍結防止剤購入も含めた交付金を支出しております、それを活用をして、地域の皆様のご協力により雪が凍結しないようお願いしているところです。

村といたしましては、ご家庭、常会などの地域で不測の事態についての備えに関し、それぞれの皆様、村民の皆様の話し合いが行われるように啓発もつとめたいと考えています。

また、大雪による道路の寸断や停電が長時間にわたると予測される場合については、消防団、民生委員を通じて、それぞれ被害が発生する可能性のある村民の皆様へ連絡ができるよう、体制を構築していく必要があると思っています。

瀧倉俊晴議員

佐那河内村関連の主な県営事業 について

質 ①県営事業については、村民の皆さんに十分な周知ができていないのが現実でないか。

現在、どのような事業が実施されているのか。今後どのような事業が計画されているのか。

答 国道438号改良工事上八万バイパス一ノ瀬工区及び西ノハナ地区の歩道整備。主要地方道勝浦・佐那河内線の下野工区、津々ら口工区及び日ノ浦工区。徳島市になりますが、主要地方道小松島・佐那河内線の大久保峠付近の改良工事、八多病院付近の狭小部の整備があります。

砂防事業として、役場東側の高森東谷砂防工事があり、県単地すべり事業では上嵯峨地区の復旧工事。河川関係事業では、健祥会ハイジから東側（右岸側）の園瀬川護岸整備工事。

さらに災害復旧工事として、主要地方道勝浦・佐那河内線路肩復旧工事と園瀬川護岸復旧工事。

また、農林水産省関係では、地すべり対策事業として中辺地区（朝宮神社付近）。県営治山事業として、戒浦地区で事業が実施されています。

どのような事業が計画されているかということですが、先ほど説明の県営事業の継続事業が主なものとなっています。

また、県営治山事業は、来年度以降、奥川股地区の山腹工事を実施することとなっており、さらに危険箇所について対策事業の事業採択に向けて県に要望していきたいと思っています。

高齢者等バス無料乗車証交付事業について

質 徳島バスへの負担金、当初予算1,000万円の中で対応する事業と聞いている。該当する利用者の現在の利用状況はどうなっているのか。

この事業で交付するバス利用料金は、平成27年度予算の徳バスへの負

担金1,000万円以内で済む見込みであるのか。

答 9月16日現在で無料乗車証の発行枚数は119枚です。内訳は、65歳以上の高齢者が111人、障がい者が8人です。なお、障がい者には介助者も利用できるような仕組みとなっています。

利用状況は、徳島バスからの報告を待って詳細な利用状況となります。

高齢者等バス無料乗車証交付事業に関する協定書を4月に徳島バスと交わし、本谷と嵯峨の2路線ごとに単価を決めており、利用者数に掛けて経費を算出することになっています。

運賃としては300万円弱になると、試算されております。

この無料乗車制度を導入したことにより、本来、徳島バスに運賃収入として収納していた運賃の目減りが発生し、村の路線バス負担金が増えることが予測されます。

試算では、70万円余りかと思込んでいます。

乗車される村民が増えますと国から補助金が出るようになり、その分、28年度から村の負担が減ることになります。

質 徳バスへの負担金を下げ、この事業の事業費を確保する狙いがあるのであれば、この事業の該当者だけでなく全村民の皆さんに、徳島バスを利用することにより負担金が下がることの周知が足りないのではないか。

答 村民の中からも高校生の通学を対象とする枠拡大や、あるいは65歳未満でも通院等への利用等をさらに考えたかどうかという話も直接届いています。

十分検討しなければならないことと認識しています。

石本哲也議員

ごみ焼却場施設 について

質 ①参加者の少なかった2回の勉強会、学習会を開催してどう思ったか。

②環境ジャーナリストの山本節子

さんの講演会があったが、どういった感想を持っているか。

答 学習会に参加され、説明を聞かれた方には不安が払拭されたものと考えています。

近隣についての安全性は、全国に1,000以上ある焼却場があります。

日本の科学技術を集めた施設ができるということで、私は安全な施設ができると確信しております。

質 ③この先、再選されたらどういったプランでこの計画を推進していくつもりなのか。④地元住民と地権者に対して今後どうコンタクトをとっていくのか。

答 ③村民の皆様の考えを聞かせていただき、その結果を受けて、関係する自治体と構成する協議会で今後も検討していくことになると思っています。

④地元住民の皆様には、協議会に要望しています残り2項目について、納得がいく回答をこれからも求め、それがあり次第、説明をさせていただくことにしています。このことは従来から何ら変わっておりません。

地権者の皆様にも、広域整備をするに当たり、ご理解をいただきますよう丁寧な説明をしてみたいと思っています。

質 地権者の8割が反対しているという事実。ごみ処理施設建設計画をいまだ諦められないのはなぜか。

答 多くの行政課題がある中で、広域行政なくして村の存続は非常に厳しいと私は感じています。

他の市町並みの行政サービスの確保は困難と考え、広域行政の中で佐那河内村が生きていくための苦しい選択ということです。

岡本隆次議員

一般廃棄物中間処理施設 について

質 ①なぜ最初の段階で詳しく説明しなかったのか、もしくはなぜできなかったのか。議会とともに歩んでいくべきでなかったか。

②今後の進め方をどのような形で進めるのか。納得させるにはどのよ

うな形をとるのか。

③地権者が反対と言っているが、どう対処するのか。また、地元説明会も行われていないようだが、どのように対処するのか。

答 ①基本計画の案をもって公表し、議会あるいは住民の皆様説明を行うという手法でした。

平成26年10月27日に開催された第2回徳島東部地域環境施設整備推進協議会においても、一部、基本計画を見直す案が出され、修正したということも事実です。広域で進めていますので意見の折り合いがつけなかったということです。

②地権者の方々、あるいは地元、村民の皆様に丁寧な説明を行い、合意されますよう努力してまいりたいと思っています。

質 地権者の方について、もっと積極的に入っていかなければならない。

そのことにつきましても答弁を求めます。

答 地権者の理解が得られますように真摯に努力していきたいと思っています。

平岡淳議員

ゴミ処理施設建設の建設と地方創生について

質 6月の徳島市の定例会で原市政は、合併による40万人規模の中核市を断念し、単独で20万人の中核市移行を見据えて主要政策を練り直している。つまりは広域行政においても一部広域行政が不可能、不適当と思われるものについては、それぞれの自治体で事務事業を推進する、いわゆる地域間競争になっていざるを得ないという方向性を提示したと聞いている。

村長の答弁を求める。

答 徳島市の9月議会で原市長は、政策全般について検証をし、市の自立性を高める政策の展開を行い、将来につながる実現可能な政策にまとめるとされています。

今回のごみ処理施設は、最後の広域事業と思っています。実現されたときには本村のパートナーとして

の、本村が抱えているいろいろな課題の連携がさらに進むものと考えています。

佐那河内村も現在、地方創生に取り組んでいます。そうしたことも含めまして、村が村として残っていくための苦しい選択であり、徳島市が40万人の中核市を断念するという状況もあり、徳島市との関係を強化しなければならないと考えています。

本村の抱えている行政課題である火葬、消防、救急、し尿、そしてごみ焼却施設につきましては、広域行政が進めば単独の地方自治体として残っていけるものでないかと思っています。

加藤秀数議員

本村の危機管理 について

質 ①国内では、航空事故を始め、村内外からも不審者の侵入も考えられる、食中毒、あるいは空気感染、何らかの爆発事故も考えられる。現在では何があってもおかしくはない。

一般廃棄物の建設をしようとしているが、これも煙突から出る廃棄物については危機である。何の事故が起きるかわからない。

この状態を村長としてどういうように受けとめているのか。

現在、危機管理はどのようにされているのか。

②危機管理体制は、どのようにされているのか。

村の職員は、正規と臨時を合わせて全部で80名が働いている。約4割強が村外より本村に勤めている。こんな状況の中では本村の危機管理はできるのか。

答 ①1. 地域防災計画 2. 佐那河内村業務継続計画 3. 国民保護計画 以上が大きな計画で、具体的な事例として、1. 佐那河内村新型インフルエンザ等対策行動計画 2. 家畜伝染病防疫対策本部設置要綱 を設置しています。

その計画、または要綱に基づき危機管理としてしているところです。

②配備区分に沿って職員の配備体制と動員計画を立て、村内に災害が

発生した場合、または発生が予測されるときには、災害対策本部を設置することとしています。

地域防災計画に基づいて、村民の皆様を安全を確保するというを行っております。

職員の通勤のことについては、職員はなるべく村に住むのがよいと常々言っていますが、家庭の事情等があって村外からの通勤者もいるということです。

質 この危機管理について、村民に知らせなきゃならないんじゃないかと考えるが。

答 防災計画等について、村民に広く周知ができていないのではないかと指摘でございますが、このことにつきましては真摯に受けとめ、担当課とも協議し、村民の皆様に理解していただけるような努力をしていかなければならないと思っています。

一廃棄物中間処理施設について

質 ①議会との話し合いを申し込んだが、しなかったのはなぜか。

答 ①議会との話し合いにつきましては、正式に話し合いの申し込みを受けたという認識ではございませんので、ご了解いただけたらと思っております。

質 村民より、何度も公開質問されているが、どう受け止めているのか。

答 質問項目につきましては真摯に受けとめて、若干回答日がおくれたこともございますが、回答はしています。

質 今後はこの計画を早く白紙撤回することは、本村の進むべき道ではないか。村長はどのように考えているのか。

答 佐那河内村の将来を考えますと、単独の地方自治体として残るのか、あるいは行く末は合併するのか等を含めて大きな問題であると思っています。

私は単独の村を望んでおります。そうした考えをしたとき、他の自治体並みの行政サービスの提供は可能でしょうか。

し尿、火葬、ごみ、消防、救急な

ど、広域行政なくして単独の地方自治体としての行政サービスはあるのでしょうか。非常に難しいと私は考えています。

白紙撤回するのであるならば、具体的に対案を出していただきますと、私も考えることができるのですが、批判をされるばかりで対案が出てこないというのが残念です。

鳥獣害対策について

質 時間が過ぎれば猿もいなくなる、イノシシもいなくなるということで、担当者にすぐに来てもらえないことが多くて、どうしても鳥獣害対策は困っているのが現状である。

佐那河内の特産物であるキウイフルーツ、ミカンを始め、柿、被害が多くなると思われるが、このことについて答弁を求める。

答 今後有害鳥獣の処理を始めとして農作物の収穫ができますように、少ない人員ではありますが、有害鳥獣の対策を進めていきたいと思っています。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

平成27年 9月

9月2日 議員協議会〈議会事務局〉全員協議会〈農振センター〉(全議員)

9日 9月定例会開会・議案審議〈役場3F議場・農振センター〉(全議員)

10日 決算審査〈役場会議室〉(全議員)

11日 決算審査現地調査・財務研修〈村内・農振センター〉(全議員)

14日 人権教育推進協議会〈農振センター〉〈仁羽議長、岡本副議長、大岩議員

15日 明治大学ファームステイ意見交換会〈農振センター〉(仁羽議長外5名)

17日 9月定例会一般質問〈役場3F議場〉(全議員)

18日 9月定例会閉会〈役場3F議場〉(全議員)

24日 例月出納検査〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員)

27日 佐那河内村敬老会〈村民体育館〉(全議員)

28日

〉 四国四県町村長・議長大会〈香川県〉(仁羽議長、事務局)

29日

28日 農業委員会総会〈農振センター〉(加藤議員)

佐 那 河 内 村 長 選 挙

投票日は
11月1日(日)

佐那河内村長辞職に伴う村長選挙が、つぎのとおり執行されますので、お知らせします。
私たちの身近な政治を、私たちに代わってまかせる代表を選ぶ大事な選挙です。
一人ひとりの1票で明るい選挙を実現し、豊かで暮らしやすい地域づくりをしていきましょう。

○告示日

▷10月27日(火)

立候補届出受付時間及び場所

10月27日(火) 8:30から17:00まで
農業総合振興センター 1階会議室

○期日前投票

選挙の当日、仕事や出産などの正当な事由により投票に行けない人は、期日前投票ができます。

▷10月28日(水)から10月31日(土)

「※告示日の翌日から4日間です」

▷時 間…8:30から20:00まで

▷場 所…農業総合振興センター 1階会議室

○病院などでの不在者投票

不在者投票のできる指定病院、老人ホームなどに入院または入所している人は、施設管理者に申し出るとその施設にて投票することができます。

遠隔地の場合は郵送期間にご注意ください。

○郵便による不在者投票

介護保険法に規定する要介護5の人、または身体障害者手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている人で、その障害の程度が一定の基準に当てはまる人に限り、郵便によって投票することができます。

なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙などの請求を投票日当日4日前までにしなければなりません。

○投票日

▷日 時…11月1日(日) 7:00から20:00まで

▷投票場所

- 1区 保健センター
- 2区 嵯峨老人憩の家
- 3区 農業総合振興センター
- 4区 宮前公民館

○開 票

▷日 時…11月1日(日) 21:00から

▷場 所…村民体育館

○選 挙 権

▷住所要件

平成27年7月26日以前に住民基本台帳に登録された人で、引き続き3か月以上村に住所を有している人。**(佐那河内村から転出した人は、投票できません。)**※あくまで原則です。お問い合わせは選管まで。

▷年齢要件…満20歳以上

平成7年11月2日以前に生まれた人。

○入 場 券

投票所入場券は、「各世帯ごと」に封筒に入れ郵送します。

当日まで大切に保管してください。

もし、紛失してしまった場合は、投票日当日、投票所にて係員に申し出てください。

今月号では 個人番号カードの交付申請（記入の仕方） についてお知らせします！ 初回の手数料は無料です!!

今年の11月末頃までに届く送付物の中に、つぎのものが封入されています。

- ① 宛名台紙（お問い合わせ先記載あり）
- ② 説明用パンフレット（8ページ3つ折り）
- ③ 個人番号カード交付申請書の返信用封筒
- ④ **通知カード+個人番号カード交付申請書（世帯人数分／1通で最大8人まで）**

（おもて面）

（うら面）

上の部分は切り離して、通知カードとして利用します

記載されている内容をご確認ください

※1

日中つながりやすい電話番号をご記入ください

下の部分は切り離して、保管します

顔写真を貼付

申請日を記入

本人が署名するか、記名押印

※2

15才未満の人などが申請を行う場合は、法定代理人の人がご記入ください

通知カード
個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
住所 ○○県△△市□□町◇◇番地1-1-1
平成5年3月31日生 性別 女
△△市長宛
個人番号カード交付申請書
電子証明書発行申請書
申請書ID: 1234 5678 9012 3456 7890 123
氏名 花子
住所 ○○県△△市□□町◇◇番地1-1-1
生年月日 平成5年3月31日 性別 女
【代替文字情報】
電話番号 1234 5678 9012
お住まいの市区町村を希望する
※最大11桁まで（フリガナ1文字）
パンボウ ハナコ
10000019 01/01
3190110000019#

※2以下の電子証明書の印刷については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要
 利用者証明書電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
口を塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が制限されることとなります。

顔写真貼付欄
サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名(自署) 印

15才未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人(自署)」にご記入ください。

申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は発行できませんので、本申請書は返却せず、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。

*切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

※1 電子証明書の発行を希望しない場合には、を塗りつぶします

※2 顔写真のチェックポイント（6か月以内に撮影、正面・無帽・無背景で影のないもの）

○不適切な写真の例

- ・正常時の顔ぼうと著しく異なるもの
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・サングラス、マスク、装飾品などで顔の一部が隠れ人物を特定できないもの

●個人番号カードを申請される人は、②の説明用パンフレットをよく読み、④の中段の個人番号カード交付申請書を切り離し、③の返信用封筒に入れて送ってください。



民間の事業者のみなさまも マイナンバーの準備が必要です!!

- 平成28年1月以降、税や社会保障の手続で、従業員のマイナンバーを記載して、役所に提出！
利用目的以外の利用・提供はできません。
 - 源泉徴収票、給与支払報告書の作成
 - 健康保険、厚生年金、雇用保険の資格取得（喪失）届の作成 など

○マイナンバーを利用する際に、必ず守らなければならないことがあります！ 守らなかった場合には、法律により罰せられることとなります。

- マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ！
 - ・利用目的をきちんと明示する必要があります。
 - ・マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。
- マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ！
 - ・必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
 - ・不必要になったら、できるだけ速やかに廃棄・削除しなければなりません。

○マイナンバーの取り扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています！ マイナンバーの取り扱いにあたっては、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

ガイドラインのダウンロードはこちら

特定個人情報保護委員会

検索

- ガイドラインとは、民間事業者が最低限守るべきことなどを示したものの

○マイナンバーの安全管理措置の準備を進めましょう！

- 担当者以外が取り扱うことがないように、取扱責任者や事務取扱担当者を明確にしましょう！
- 物理的・技術的安全管理措置を進めましょう！
 - ・シュレッダーなどプライバシーに配慮して書類を廃棄できるよう準備
 - ・カギ付き棚を用意
 - ・取扱担当者を決め、他の人は情報にアクセスできない仕組みづくり
 - ・ウイルス対策ソフトウェア導入、アクセスパスワードを設定
 - ・覗き見されない座席配置 など

マイナンバー制度に関する
お問い合わせは

コールセンター **0570-20-0178**（外国語は0570-20-0291）
開設時間 **平日 9:30~17:30**（土日祝日を除く）

木造住宅耐震化促進事業のお知らせ



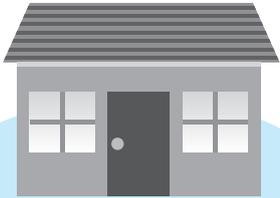
南海地震への備え

今後30年以内に発生する
確率は60%程度

○平成16年9月1日を起点、政府の地震調査委員会発表

古くなった木造住宅に
被害の割合が高い

○大規模な地震が発生すると、「新耐震基準（昭和56年制定）以前に建築された木造住宅」に多くの被害が想定されています。（阪神・淡路大震災の被害状況）



あなたのお家の **耐震診断** を
受けてみませんか？



○耐震診断とは、建物が地震に対して耐えられるかどうかを総合的に判定することです。

現地調査を基に、地盤・基礎、建物の形、壁の配置、筋かい・壁の割合、老朽化など、それぞれの評点を求めて、それらを乗じた数値で表します。この数値が、地震に対する建物の抵抗力の大きさを示し、「安全」や「やや危険」などと判定されます。

(1) 木造住宅耐震診断支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- ③ 平屋または2階建て住宅（3階建て以上は対象外）
（併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含みます）
- ④ 現在、居住している住宅



2. 耐震診断を行う診断員

診断員は県の講習を受けた建築士で、木造住宅耐震診断員の登録証を携帯しています。また、診断した住宅に対し営業活動は一切行いません。

3. 採用する耐震診断法

国土交通省住宅局が監修し、(財)日本建築防災協会が編集した耐震精密診断による診断法を基にし、独自の手法を加えたプログラムを採用します。

（徳島県耐震診断マニュアル・徳島県耐震診断業務マニュアルなど）

4. 自己負担金

- ① 一戸建ての場合、**3,000円**必要です。
（2戸以上の共同住宅・長屋などの場合は、**6,000円**必要です。）
- ② 現地調査終了後に診断員に直接お支払いください。

5. 申込書類

木造住宅耐震診断申込書（建設課にあります。）、外観写真（サービス版2枚）、建築時期のわかる書類（建築確認通知書、建築物の登記簿など）

(2) 木造住宅耐震改修支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
- ② 耐震改修工事
改修後の評点を1.0以上にする耐震改修工事

3. 補助額

- ① 補助対象経費の2/3以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）

(3) 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 平成12年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定されたもの
- ③ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について、全てを固定する工事
- ② 耐震改修工事（Ⅰ～Ⅲのうち一つ以上選択）
Ⅰ. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事
（ただし、持家は0.7以上、貸家は1.0以上にするものに限る）



Ⅱ. 耐震シェルターまたは耐震ベットの設置工事
（持家に限る）

Ⅲ. 一部屋補強などのⅠⅡに相当する工事

- ③ リフォーム工事（任意）

省エネルギー化に資すると知事が認める工事

バリアフリー化に資すると知事が認める工事

コンクリートブロック塀などの撤去

3. 補助額

- ① 補助対象経費の1/2以下で、最高60万円（千円未満切り捨て）
- ② 工事費が20万円以上

※木造住宅耐震化促進のために

補助額を20万円分増額しました。



(4) 住宅の住替え支援事業

1. 対象となる木造住宅

佐那河内村内の 次の要件をすべて満たす 木造住宅

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された普通の木造住宅
- ② 現在居住している住宅
- ③ 徳島県が指定する耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定されたもの
- ④ 過去に「木造住宅耐震改修支援事業」、「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」で補助金の交付を受けていないもの

2. 補助対象工事

- ① 住宅の建替えまたは他所へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

3. 補助額

- ① 補助対象経費の2/5以下で、最高30万円（千円未満切り捨て）



木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、
申込書、添付書類を添えて

2月29日まで（申込先着順）

●申込書、申込先 建設課 住宅担当●

平成27年度 がん検診および特定健診のお知らせ

平成27年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課までお申し込みください。なお、がん検診は村に住民登録のある人で、下記対象者に該当する人であれば受診できます。

●がん検診日程および場所

| 検診日程 | 検診場所 | 受付時間 |
|--|---|---|
| 平成27年10月21日（水） 【申し込み期限は終了しています。】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。 | 佐那河内村農業振興センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 頸部・腹部エコー検査のみ実施 | 8：30～11：00 |
| 平成27年11月7日（土） 【申し込み期限：10月16日（金）】 | 公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構 | 9：30～11：30 ※婦人科検診は11：00～11：30 |
| 平成27年12月4日（金） 【申し込み期限：11月13日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。 | 佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。 | 8：30～11：00 婦人科および骨密度検査は 13：00～13：30 ※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。 |

●がん検診内容および負担金

| 検診内容 | 対象者 | 負担金 |
|-------------------|---|--------|
| 胃がん検診 | 40歳以上の村民 | 500円 |
| 肺がん検診 | 40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます） | 100円 |
| 喀痰検査 | 肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民 | 300円 |
| 大腸がん検診 | 40歳以上の村民 | 300円 |
| 肝炎ウイルス検査 | ① 平成27年度において満40歳となる村民（S50年4月1日～S51年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成26年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民 | 300円 |
| 前立腺がん検診 | 50歳以上の村民（男性のみ） | 1,000円 |
| 骨密度検査 | 40歳以上の村民 | 400円 |
| （婦人科検診） 子宮がん検診 | 20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） | 400円 |
| （婦人科検診） 乳がん検診 | 40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成26年度に受診された人は、平成28年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） ※12月4日（金）は、午前中も受付します。 | 1,000円 |

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日（金）の村内で行う検診では、**歯科健診・口腔がん検診も行います**。歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、**がん検診と同時実施できます**。

※11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、オプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】検査ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成27年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を送付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されているねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤルにお問い合わせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル) 050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1144**

●自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

受付期間 平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1144」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

国保 脳ドック について

| | |
|------|--|
| 対象者 | 村の国民健康保険加入者で30歳～74歳までの人 (ただし、2年に1回の受診となります。平成26年度に受診された人は、受診できません。) |
| 期間 | 平成27年7月1日～平成27年12月中旬頃まで |
| 受診場所 | 協立病院・田岡病院 |
| 負担金 | 3,000円 |

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申込みください。脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

雇用期間 採用日～平成28年3月31日(原則)

| 試験区分 | 採用予定人員 | 勤務場所 | 賃金 |
|---------|--------|---------|----------|
| 行政事務補助員 | 1人程度 | 佐那河内村役場 | 日額6,700円 |
| 保育士 | 1人程度 | 佐那河内保育所 | 日額7,700円 |

※手当など(村の支給基準による)

※社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、勤務日数・勤務時間数により、関係法令の規定に基づき適用

試験について

受験資格

次に該当する人は、受験できません

- ・地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
- ・成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

応募方法

次の書類を郵送するか、ご持参ください

- ①平成27年度佐那河内村臨時職員採用試験受験申込書(自筆に限る)

役場総務企画課にあります。佐那河内村ホームページからもダウンロードできます。

- ②履歴書(自筆に限る。市販の用紙可、写真貼付のこと)
- ③保育士は免許証の写し

試験日

詳細な日程などについては応募者に直接連絡します。

試験方法

書類選考による一次審査を行い、面接による二次審査を行います。

応募期間

随時

応募・お問い合わせ先

〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1
佐那河内村役場 総務企画課 宛

お知らせ

農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農用地区域内にある農地の転用はできません。

農用地区域内にある農地(田、畑)を宅地や山林などへ転用計画されている場合、まず農用地区域からの除外の手続きを行い、つぎに転用の許可を受けることになります。

現在耕作していない農地について、これからも耕作する予定が無い場合においても、農用地区域内農地である場合には転用ができませんのでご注意ください。



つきましては、つぎにより農用地区域からの除外申請を受付しますので、申請をされる人は役場産業環境課まで申請用紙を取りにお越しください。

※申請受付期間 平成27年11月6日(金)まで

なお、申請にあたりつぎの点にご留意をお願いします。

- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て県の同意、許可を受けることとなりますので、一定の期間がかかります。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

全国地域安全運動

平成27年10月11日(日)～10月20日(火)

犯罪のない安全で明るく住みよい地域社会を実現するため、10月11日から20日までの10日間「全国地域安全運動」を実施しています。

この運動は、公益社団法人徳島県防犯協会を始めとする地域安全に関係する機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全運動を強化するとともに、その相互間の一層の連携を図り、地域安全活動の効果を最大限に上げて、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として実施しています。

期間中は、県内各所で街頭犯罪の抑止、振り込め詐欺・振り込め類似詐欺の被害防止、子どもと女性の犯罪被害防止などの各種施策を推進しますので、積極的に参加して、安全で安心なまちづくりに努めましょう。



運動の推進重点 (本部の重点)

- 自転車盗・車上ねらいの被害防止
- 振り込め詐欺・振り込め類似詐欺の被害防止
- 子どもと女性の犯罪被害防止

おかしいと思ったら110番へ通報を!!

徳島県において、窃盗犯の認知件数が平成16年以降、連続して減少し、増加傾向に歯止めがかかったものの、凶悪犯罪に移行するおそれの強い一般住宅を対象とした空き巣事件が多発するなど、本県の治安にとって憂慮すべき現状にあります。

徳島県警察においては、これら悪質な空き巣事件や、ひったくり、車上ねらいなどの路上犯罪、社会情勢を反映した工事現場などの金属窃盗などの増勢に歯止めを掛け、発生を抑制するために各種対策を実施しておりますが、捜査第一課では、犯罪抑止に資するための検挙活動を強力に推進しています。

犯人を検挙するためには、みなさんの犯罪捜査に対するご理解とご協力が不可欠でありますので、次の点を参考にして、不審者などに対する通報をお願いします。

不審者を見かけたら、すぐ110番通報をしてください。

不審者の行動は、駐車場をうろついたり、車内を覗き込んだりしている者などです。

これまでの検挙事例では、ドライバーなどの工具を使用して鍵穴を破壊したり、ガラスを叩き割り車内から金品を盗み出しています。

また、見張り役の運転手が車内で待機するなどしている場合もありますので、このような不審者を見かけた場合は、直ちに110番通報をお願いします。

室内に犯人がいる時は、直ちに110番通報をしてください。

家に帰ると、玄関戸が壊されたりして室内から物音がするなど、犯人が在室する可能性がある場合には、絶対に室内に入らず、直ちに110番通報をしてください。

犯人は、手段を選ばず逃走します。危害を受けるなどどんな被害に遭うか判りませんので、警察官が臨場するまでは、絶対に室内には入らないでください。

盗難被害に気付いたら、直ちに110番通報してください。

玄関戸の鍵が壊され、室内が物色されているなどの盗難被害に気付いたら、直ちに、110番通報、若しくは、最寄りの交番・警察署へ通報をお願いします。

犯人は、現場に犯行の痕跡を残しており、その痕跡が犯人検挙の決め手となります。

しかし、それらの痕跡は、時間の経過により、犯人以外の者が触れたりして滅失してしまうおそれがありますので、被害に気付いた際には、現場をそのままにして、速やかに通報してください。

徳島県最低賃金 平成27年10月4日から

時間額 695 円

※一部の産業には特定最低賃金が定められています。

お問い合わせ

徳島労働局労働基準部賃金室（電話652-9165）または最寄りの労働基準監督署まで

ご存知ですか？最低賃金引上げ支援 業務改善助成金のお知らせ

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を40円以上引き上げる中小企業事業主の方々に対して、労働能率の増進に資する設備・器具の導入等の業務改善に係る経費の2分の1、上限額最大150万円（企業規模30人以下の小規模事業者は4分の3）を助成します。

お問い合わせ

徳島労働局労働基準部賃金室（電話652-9165）、または徳島県最低賃金総合相談支援センター（電話0120-967-951）

厚生労働省徳島労働局委託事業

応援します！ 頑張る中小企業！！ 中小企業事業主向けワン・ストップ無料相談

徳島労働局では、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しています。

また、無料で専門家を企業に派遣し、問題解決のアドバイス・助成金の活用支援なども行います。

お問い合わせ

徳島県最低賃金総合相談支援センター（電話0120-967-951）

平成27年度 明治大学ファームステイ研修

9月10日(木)～9月16日(水)

ファームステイ研修とは？

明治大学農学部食料環境政策科の学生たちが農家に民泊し、農業体験を行う事業です。学生にとっては実際に現地で農家の暮らしや仕事を体験することを通じ、農業の実態に触れることができる貴重な機会となります。現在、全国約10ヵ所の地域で実施されており、村では農家の皆さんのご協力のもと、今年で事業9年目を迎えました。



今年も明治大学農学部2年生の学生8人（男性4人、女性4人）が、佐那河内村にやってきました。

初日は、徳島市農協農産工場及び選果場を見学し、すだちの搾汁の様子や選果・出荷について学びました。その後、受入れ農家との対面式を行いました。

今年は、岩城福治さん（遠野）、河野富士子さん（明見谷）、小谷洋二さん（南野）、東野弘之さん（丸田）の4件の農家が受入れに協力してくださいました。

学生たちは、とても熱心に農作業に励んでいたようで、受入れ農家の皆さんと交流しながら充実した研修期間を過ごしたようです。すだちの食べ方も知ってもらおうと企画したすだち料理教室では、いりめしやすだちゼリーなど地元ならではの料理を学生たちで作し、意見交換会で振るまいました。調理の合間、学生たちが自分たちの手や腕にたくさんついた農作業の傷を誇らしげに見せ合って盛り上がっている姿が印象的でした。

意見交換会では、佐那河内村での研修を通じて、都市部とは違い、地域の人々のつながりの強さがとても印象に残ったという声が多く聞かれました。

また、今年も以前ファームステイ研修で佐那河内村を訪れた学生を中心に農業サークルの有志の学生4名が自主研修で佐那河内村に来村し、古民家に宿泊しながら、研修でお世話になった農家を中心にすだち採りの手伝いなどを行いました。

研修に来た学生の中にも、昨年サークルで佐那河内村を訪れた学生もおり「また来年も佐那河内村に来たい！」という学生や、無事に希望の食品関係の会社に就職が決まり「すだちを使った商品をつくりたい！」とう意気込みを語るサークルの学生さんもあり心強い限りでした。



ファームステイ研修にご協力頂いた皆さん、誠にありがとうございました。

村育通信

Vol.1

佐那河内村の未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、社会総掛かりで教育に取り組むことが重要です。

また、佐那河内村は、子どもの姿、保護者のつながり、地域のつながり、全てが豊かで、素晴らしい教育環境にあります。

このような教育環境のもと、村育推進協議会（以下村育）では、社会教育における地域の役割を考え、子どもたちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育の場を整えられるよう活動しています。

村育が力を入れる3つの柱は、『英会話教育』『キャリア教育』『自然体験活動』です。

『英会話教育』は、来年度、本格的に始動できるよう、教育カリキュラムを作成中です。

『キャリア教育』は、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、地域社会の中で自分の役割を

果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育みたいと考えています。

『自然体験活動』は、大川原高原や園瀬川などの豊かな自然に触れることで、豊かな心と健やかな体を育みたいと考えています。

学校教育×家庭教育×村育によって、教育を核とした地域づくりをめざし、「佐那河内で子育てしたい!」「佐那河内で育ててよかった!」と感じていただけるよう、そして将来、子どもたちが、「この佐那河内で住みたい!」と思えるような教育環境を整えたいと考えています。

村育推進協議会委員

| | |
|-----|------------------|
| 会長 | 日下 輝彦（教育委員） |
| 副会長 | 彦上 亜依（小PTA会長） |
| 監事 | 西村 義顯（公民館長） |
| 監事 | 坂田 孝二（スポーツクラブ会長） |
| 委員 | 河村 誠一（教育長） |
| 委員 | 吉本 壽美（教育委員） |
| 委員 | 河野 昌子（中PTA会長） |
| 事務局 | 教育委員会社会教育係 |

11月14日^土

第2回「河内家菊水丸 社会教育講演会」開催!!

「河内音頭」で有名な河内家菊水丸さんが、昨年に引き続き、今年も来村されます。今年は「蜂須賀公 佐那河内米献上物語」の完成披露と題し、社会教育講演会を次のとおり開催いたします。ぜひ、この機会にプロの生歌を、お聞きください。

日時 平成27年11月14日（土）
17：30 開場／18：30 開演

場所 佐那河内村民体育館

対象 佐那河内村民

入場料 無料（入場料は無料ですが整理券が必要です。）

※9月常会で整理券を申し込んでいない人は、教育委員会に直接お申し込みください。

地域おこし協力隊



むねかた まさあき
宗像 正章

収穫の秋

みなさん、こんにちは。宗像です。すだちの収穫と稲の刈り取り、お疲れさまでした。今年のなり具合はいかがでしたか。収穫はもちろん、農作業とは、私たちの胃袋を満たし、身体を機能させる根本という意味で、大変尊い営みだと思います。一連の作業を終えたことの価値は、人類の継続に寄与することにつながります。毎年行うみなさんは感じないかもしれませんが、種まきや収穫などの際、いつもそんな思いを抱きます。よそ者ゆえの感慨かもしれません。

活動で栽培している作物も実りの時期です。藍は二番刈を終えました。もう少し大きく育てたかったのですが、花芽が形成されつつあったので、刈り取りました。農作業においては、計画が思い通りに運ばないことが多いですね。本来なら、天候や生育状況などを織り込んだうえで予定を立てるのですが、まだ経験値が足りず、苦闘しています。

古代米は、これから稲刈りです。種類によって稲穂の状況が異なるので、1か月程度かけて、行う予定です。移住して2回目の稲作、進歩が求められるところですが…。苗立は、去年よりうまくいったのですが、日照不足と出穂後の水管理に苦心しています。

農業振興の分野では、ラジオに出演しました。NHKの「四国だ！ゴーゴー」という番組で、佐那河内村の農産物を紹介しました。スタヂに、モモイチゴ、貯蔵ミカンに、キウイフルーツなどに加え、果樹オーナー制度について回答しました。反響があるとよいのですが。

村内各地で、秋祭りの真っ最中ですね。地区の協力の下、行われる祭り、農山村の大きな魅力の一つだと思います。担い手の減少が叫ばれていますが、農山村風景とともに、各社の祭礼が長いこと続くように、願ってやみません。ところで、10月21日に天岩戸別神社で、古代米の収穫祭が催されます。基盤は、府能地区の秋祭りですが、氏子さんに限らず見学可能ですので、興味のある人は、どうぞお立ち寄りください。



茎を除け



いのうちづみ
井内 亜実

狩猟者登録を行いました

皆さんこんにちは。狩猟者登録を行い、念願の猟友会のベストと帽子・手帳が届きました。さっそく着てみましたが、残念ながらベストは男性用フリーサイズしか無く私にはぶかぶかでした。女猟師も増えてきていることですし、女性サイズを作って欲しいなあ。あと2か月で猟期になります。初めての猟で撃てるか不安な気持ちでいっぱいですが、狩猟解禁日の11月15日がとても待ち遠しいです。

さて、今日は9月に菅沢で人馴れが進んだニホンザルの目撃情報がありましたのでお知らせいたします。

目撃者によると、サルが車道にいたので車から見ていたところ向かってきて危険な思いをされたそうです。1頭だけだったとのことで、オスの離れザルではないかと思えます。女性や子どもに対しては特に向かってくる可能性があるので安易に近づかないようご注意ください。サルに遭遇した場合は、花火やモノを叩くなど大きな音を出して追い払ってください。『花火は効果がない』という声も頂きますが、遭遇して何もしていないと人間は怖くないと学習し、人馴れが進んで危害を加えるサルになってしまいます。被害・危害を加えるサルになるかどうかは、サルに対する地域住民皆さんの意識が変わってきます。サルの対策はみんなで行うことが大切です。みんなで協力して地域を獣害から守りましょう。どうぞよろしくお願いたします。



猟友会の会員手帳と銃の所持許可証



猟友会ベスト

平成27年度 長寿者慶祝訪問

9月16日(水)、健祥会ハイジにて、101歳以上の長寿を祝い、森本菊枝さん(大正2年8月18日生、102歳)へ県知事から祝い状の伝達が行われました。

また、本年度100歳を迎える大野カツミさん(大正5年1月9日生、99歳)へも、内閣総理大臣から祝い状の伝達が行われました。

当日は健祥会ハイジの敬老会であったため、お2人は出席されたみなさんに祝福されました。心よりお慶び申し上げます。



▲大野さん

▲森本さん

平成27年度 敬老会開催



金婚式 代表 日下さん夫妻

9月27日(日)本年度75歳以上になられる人や金婚者をお招きし、村民をあげて長寿と健康を祝福することを目的に開催しました。

228人の出席をいただき、保育所、老人会、すだち連などさまざまな余興に、楽しいひとときを過ごしました。



敬老年金贈呈
元木 光子さん



傘寿代表
岩城恵美子さん



米寿代表
福井エツ子さん



被招待者代表謝辞
森河 勤さん



敬老会招待者

| | |
|------------|------|
| 75歳以上招待者 | 618人 |
| うち米寿(88歳) | 25人 |
| うち高齢者(80歳) | 28人 |
| 金婚者 | 13組 |

8/17
(月)

東アジアリトルシニア野球宮崎大会2015 佐中 佐藤辰誌君出場

佐中3年生の佐藤辰誌君が、本村を拠点にして活動をおこなっている、徳島中央リトルシニアのレギュラーとして、東アジアリトルシニア野球宮崎大会2015に出場されました。

大会ではピッチャーとして、また、打つほうでは、2塁打を放つなど、活躍されました。



8/21
(金)

ひとり暮らし高齢者宅安全点検

村内のひとり暮らし高齢者宅の安全点検を実施しました。希望のあった9人の自宅にて、樋の掃除や屋根を覆う木の枝打ちなど、台風時などに不安を軽減できるように全員で分担し作業を行いました。作業終了後は、「これで安心やな、ありがとう」と笑顔が見られました。



9/6
(日)

西村アヤ子さん100歳慶祝訪問



西村アヤ子さん（大正4年9月6日生、100歳）の長寿を祝福し、徳島市勝占町のレジデント勝占にて、徳島県知事や佐那河内村長からの祝い状と記念品の伝達が行われました。西村さんは老眼鏡なしで文庫本を読むほど現在もお元気で、役場の用務員をされていた時のお話も聞かせていただきました。ご家族に囲まれ、明るく笑顔あふれる西村さんの様子を見て、長寿の秘訣を教えてもらった気がしました。

これからもお元気で過ごされることを心よりお祈り申し上げます。

住みやすい村へ

優秀賞 佐中2年 糸林 美空さん



私は、佐那河内村で育つことができ、幸せです。佐那河内村は、徳島県唯一の村です。自然が豊かで、「ももいちご」や「すだち」などたくさん名産品があります。しかし、少子高齢化、過疎化が進んでおり、病院やスーパーなどの施設やお店が少ないという現状もあります。

しかし、そのような現状があるため、村の人たちのつながりは強く、子ども達のことをとても大切にしてくれています。

例えば、佐那河内村では、高校3年生までけがや病気で病院に行っても医療費はかかりません。また、村の学校は平成23年度から小中一体型校舎になりました。たくさんの方が意見を出して様々な設備を整えてくださったので、快適に生活することや、集中して勉強することができています。

そして、佐那河内村の人たちは私にとって家族のような存在です。近所のおじいちゃん、おばあちゃんは登下校中の私に

「行ってらっしゃい。」

「おかえり。」

と声をかけてくれます。久しぶりに会う人も

「美空ちゃん大きくなったなあ。」

と言ってくれるので、私のことを覚えていてくれたのだとわかり嬉しくなります。私は中学一年生のときに手を骨折してしまいましたが、そのときも村のおじいちゃんやおばあちゃんが

「手、いけるん。早く治るといいな。」

と心配してくれました。骨折が治ったときには一緒に喜んでくれました。私のことを孫のように思い、接してくれる佐那河内村のおじいちゃん、おばあちゃんが大好きです。

そこで、私は、私たちを大切に育ててくれてい

る村、大好きなおじいちゃん、おばあちゃんのために、お年寄りの役に立ちたいと考えました。

お年寄りのために私たちがすぐにできることは何でしょうか。

私が思いつき、実践していることは、お年寄りの話し相手になることです。特に、一人暮らしのお年寄りは人と会話することが少ないので、そのような方の寂しさをやわらげたり、認知症を予防したりするためにも、話し相手になることは必要だと思います。学校では一人暮らしのお年寄りに暑中見舞いや年賀状を出す取り組みをしています。お返事やお礼の手紙を書いてくれる方もいて嬉しくなります。

また、私たち子どもが元気な姿を見せることも必要だと思います。私たちが元気に過ごすことで、お年寄りに「私たちもあの子らに負けんように元気に過ごそう。」と思ってほしいです。

そして、お年寄りの人数に対して老人ホームが少なく、入居できない人がいると聞いたので、そのようなお年寄りのための施設がもっと増えればいいなと思います。他にも、村には車に乗れないお年寄りも多くいるので、その方たちのために、移動式のスーパーをもっと活用することができればいいのではないのでしょうか。

今、私だけでできることは限られています。しかし、たくさんの人と協力すると色々なことができるはずですよ。

10年後、20年後には私たちが中心となって佐那河内村をよりよくしていかなければいけません。そのために、これからもたくさんの方のことを学び、体験して、お年寄りが住みやすい村になるように、自分ができることを考えていきたいです。

自分を大切にしていますか？ 周りの人を大切にしていますか？

私を認めてほしい あなたの気持ちを受けとめたい

「自分さえよければ…」という自己中心的な考え方が強くなると、相手にいやな思いをさせたり、傷つけてしまったりします。

それではお互いの人権を尊重していることにはなりません。自分の権利を行使するときには、それに伴う責任があります。

「人権が共存」する社会にするためには、自分の大切さも周りの人の大切さも認めようとする気持ちが大切です。

自分の考えが認められたり、周りの人に支えられたり、一人の人間として大切にされている時人は、「自分が大切にされている」と感じ、周りの人にも優しくなれます。

人権の共存

互いの利害や立場を超えて、人々がそれぞれの人権を相互に認め合い、かつ各人の人権が、調和的に行使される状況にあることをいいます。

かけがえのない私 かけがえのないあなた

いじめをする人はイライラやむしゃくしゃした気分を、弱い立場の人を攻撃することにより解消しようとしています。

自分自身に自信がなくなると、将来に明るい展望が持てなくなったり、人をねたんだりする気持ちが強くなることがあります。

豊かな人間関係を築いて、人権尊重を基本にといった行動をするためには、自分自身を大切だと思える気持ち「自尊感情」を持つことが大切です。

自分自身をきちんと評価できれば、仕事や勉強に意欲的に取り組む事ができ、周りの人の意見を聞いたり、相手を傷つけずに自分の意見を主張したりすることもできます。

自尊感情

近年、人権を考える際に「セルフエスティーム」という概念が重要であると、指摘されています。一般的には「自尊感情」「自己肯定感」「自己尊重の感情」というように訳されていますが、自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在と思う気持ちのことです。

参考 徳島県教育委員会 社会人権教育資料

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

11月

〈農振センター〉
2階和室

健康体操教室
20:00~21:00
詳しくはP.7参照

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
 - ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
 - ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

募集

佐那河内村シルバー人材センター

剪定講習会

シルバー人材センターでは、会員及び一般住民の剪定技能アップと技能習得のため、庭木の剪定講習会を開催します。

1. 対象者 人材センター会員（おおむね60歳

以上の人）及び一般住民

2. 定員 15人

3. 受講料 無料

4. 開催場所 村役場前など

5. 講習日 平成27年11月19日(木)・20日(金)

庭木の剪定

講習時間 両日とも9：30から15：00まで

男性の料理講習会

高齢化が進行するなか、生活に欠かせないひとつとして食があります。

自分自身の健康を保つためまたこれまであまり料理をしたことがない男性を対象に料理講習会を開催します。

1. 開催日時

平成27年11月5日(木)・6日(金)

両日とも 9：30～

2. 開催場所

佐那河内村農業総合振興センター

3. 対象者

男性（なるべく2回参加出来る人）

4. 内容

・血圧測定、身体計測外 9：30～

・調理実習 10：30～

5. 持参品

・エプロン、三角巾、筆記用具 1回(材料代200円)

お申し込み・お問い合わせは

社会福祉協議会

社会奉仕の日



「社会奉仕の日」全国共通活動として、一斉奉仕活動が実施されました。

老人会クラブでは、9月20日を中心として活動を行いました。各単位クラブでは、朝早くから神社・公民館・集会所やゲートボール場などの掃除や草刈りに汗を流しました。

作業の後で、各クラブでお茶を飲みながらおしゃべりをしたり定例会を開き行事計画について、話し合いをしました。

お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「くらしサポートセンター」を開設しました。

仕事がなかなか
見つからない

多額の借金がある

引きこもりや
不登校の家族がいる

まずは
ご相談ください

経済的に苦しくて
生活していけない

家賃や光熱費が
払えない

悩むばかりで
どこに相談したらいいか
わからない

どうしたらいいの？



支援員

相談のながれ

1 相談

くらしのこと、家計のこと、
就職のことなど、あなたが
不安を抱えていることにつ
いて相談に乗ります。

2 計画づくり

あなたと一緒に、今
後の生活を良くして
いくための計画を作
成します。

3 支援

生活の困り事
の解決に向け
て、あなたを
支援します。

くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4101 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内

電話679-2304 IP5007 FAX679-2380

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

佐那河内村地域包括支援センターだより

10月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

| | | | |
|-----------|----------|--------|-------------|
| 10月15日(木) | いきいき体操教室 | 北山公会堂 | 13:30~15:30 |
| 10月26日(月) | いきいき体操教室 | 農振センター | 13:30~15:30 |
| 10月27日(火) | 健康料理教室 | 農振センター | 10:00~13:00 |



いきいき体操教室では、歩く速度や握力などの体力をチェックし、自分の体力や筋力、柔軟性を確認する機会にもなります。また膝の痛み予防など椅子に座って行う運動を中心にしていますので、お気軽にご参加ください。

| | | | |
|-----------|----------|------|------------|
| 10月29日(木) | おしゃべりサロン | 桜集会所 | 9:30~11:30 |
|-----------|----------|------|------------|

(都合の良い時間にお越しください。一緒におしゃべりを楽しみましょう。)

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

ありがとうございます。 ふるさと納税!

大阪府在住
日下 俊次さん
東京都在住
東野 光宏さん

篤志によるご寄付を有効に使わせていただき、ふるさとさなごうちの更なる発展を期すとともに、今後とも皆さんからの村への熱き思いを心からお待ちしております。

「ふるさと納税」についての詳しいことは、出納室までお問い合わせください。

つじのりこ先生の月経コントロール講座

毎月の月経を
ブルーディーから
ハッピーディーに



とき 10月31日(土) 15:00~16:00

ところ 村農業総合振興センター 2階大和室

参加対象 女性ならどなたでも

参加費 500円

申込み・お問い合わせ 彦上 (090-1579-1725)

情報ボックス

マークの見方 **時**…時間 **所**…場所 **対**…対象
持…持ち物 **問**…問い合わせ先

| 日 | 曜 | 行事名 | とき・ところ | 備考 |
|-------|---|-----------------------------|--|---|
| 10/20 | 火 | 親子クッキング教室 | 時 9:30~13:00 所 農振センター1階 | 保育所5歳児と保護者、ヘルスマイト会員さんによる調理指導 |
| | | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 11:00~ 所 追上駐車場 | |
| 21 | 水 | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 ~11:00 所 追上駐車場 | |
| 22 | 木 | わんぱく広場 | 時 10:30~11:20 所 保育所 | 子ども劇場来演 |
| | | ふれあい昼食会 | 時 11:00~14:00 所 農振センター1階 | |
| 23 | 金 | 中学校生徒臨休 | | |
| 25 | 日 | 第49回村民体育祭 | 時 8:50集合 9:00開始 所 佐那河内小・中学校 | 11/8 予備日 |
| 26 | 月 | いきいき体操教室 | 時 13:30~15:30 所 農振センター1階 | 対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など |
| | | 生徒会選挙(中学校) | | |
| 27 | 火 | 健康料理教室 | 時 10:00~13:00 所 農振センター1階会議室 | 対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロン、筆記用具 |
| | | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 11:00~ 所 追上駐車場 | |
| | | 村長選挙告示日 | 時 8:30~17:00 所 農振センター | |
| | | 村長選挙立候補届出日 | | |
| 28 | 水 | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 ~11:00 所 追上駐車場 | |
| | | 県学カステップアップテスト(小4~中2) | 所 小・中学校 | |
| 29 | 木 | おしゃべりサロン | 時 9:30~11:30 所 桜集会所 | |
| 30 | 金 | 授業参観、給食試食会、携帯電話安全教室 | 所 小学校 | |
| | | 遠足(中1・3) | 所 レオマワールド | |
| 31 | 土 | 県中学校新人バレーボール大会 | 時 9:00~ 所 小松島市立体育館ほか | |
| 11/1 | 日 | 村長選挙投票日 | 時 7:00~20:00 所 各投票所 | 開票: 村民体育館 21:00~ |
| 2 | 月 | 薬物乱用防止教室(6年・中) | 時 13:45~ 所 小・中学校 | |
| 3 | 火 | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 11:00~ 所 追上駐車場 | |
| | | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 ~11:00 所 追上駐車場 | |
| 4 | 水 | 実力テスト(中3) | | |
| | | エコキャップリサイクル教室 | 時 10:00~ 所 保育所 | 保育所・地域の方から集めたキャップをリサイクルします |
| 5 | 木 | 男性の料理講習会 | 時 9:30~13:00 所 農振センター1階 | 持 材料代200円、エプロン、三角巾、筆記用具 |
| | | 男性の料理講習会 | 時 9:30~13:00 所 農振センター1階 | 持 材料代200円、エプロン、三角巾、筆記用具 |
| 6 | 金 | 進学説明会(中3) | | |
| | | 県小陸上運動記録会 | 時 10:00~ 所 ポカリスエットスタジアム | |
| 7 | 土 | 村民体育祭予備日 | | |
| 9 | 月 | 心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談・特別(法律)相談 | 時 9:00~12:00 所 農振センター1階会議室 | |
| | | 老人会交流干し柿作り | 時 10:00~12:30 所 保育所 | 府能老人会会員さん来所 |
| 10 | 火 | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 11:00~ 所 追上駐車場 | |
| | | 可燃ゴミ・古紙などの収集 | 時 ~11:00 所 追上駐車場 | |
| 11 | 水 | オリエンテーリング | 時 9:00~ 所 小学校 | |
| 13 | 金 | ふれあい昼食会 | 時 11:00~14:00 所 農振センター1階 | |
| | | いきいき体操教室 | 時 13:30~15:30 所 寺谷集会所 | 対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など |
| | | すずらん会交流 いもほり・焼いも大会 | 時 10:00~ 所 保育所園庭 | |
| 14 | 土 | 河内家菊丸丸社会教育講演会 | 時 17:30開場 18:30開演 所 村民体育館 | 要 整理券 |

10月9日から毎週金曜日に

健康づくりチャレンジ教室

時 19:30~21:00

所 農振センター2階大和室

対 健診結果で少し血圧・脂質・血糖の高めの人
持 運動できる服装、飲料水、タオルなど

佐那河内の「ザトウムシ」の生き物

小さな動物を見分けるには、まず足の数に注目してください。二本足なら鳥類・四本足なら哺乳類（人間を含む）や両生類、爬虫類・六本足は昆虫類で、八本足がクモ、ついでに十本足は甲殻類（カニやエビ）です。

クモが八本足なのは知られていますが、クモ以外にも足が八本のいきものがあります。それがザトウムシです。

ザトウムシはクモに似ていますが、体の作りには違いがあります。昆虫なら頭部・胸部・腹部と三つの部位に分かれているのがご存じでしょう。クモは頭と胸部・腹部の二つに対して、ザトウムシは頭胸部腹部が一つのかたまりになっています。

因みに漢字では「座頭虫」と書きます。由来は前から二番目の足が他より長く、これを触角のように使い、何かを探りながら歩くところからきて、「目の不自由なクモ」とも呼ばれていました。

県内には、二十数種もいて、足の長いものから短いもの、トゲのあるものまでいて、姿形は多様です。

基本的には肉食性で小さな虫や死骸などを食べますが、糸を出したり巣を作ったりすることはありません。それに乾燥に極端に弱いようです。ここにも違いがあるのです。

足が八本ならば「クモ」に間違いはないだろうとは思わずに、体の様子を見て判別してください。

(市原)



蒸しどりの酢の物

《作り方》

- ①とり肉はゆでて、冷めたら手でさいておく。
- ②きゅうりは縦半分に切って、斜めに薄く切り、塩少々ふっておく。
- ③カニ棒は3cm長さ、わかめは水でもどして食べやすい大きさに切る。
- ④全部をAの調味料で和え、器に盛り、せん切りしたしょうがを上に飾る。

★ポイント★

とり肉は皮をのぞくとよりヘルシーになります。

《材料(4人分)》

| | | | | |
|-------|------|---|------|--------|
| とり胸肉 | 80g | A | 酢 | 大2・1/2 |
| きゅうり | 160g | | 薄口醤油 | 大1 |
| カニ棒 | 40g | | さとう | 大1 |
| 塩蔵わかめ | 15g | | | |
| しょうが | 12g | | | |

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ
 しあわせごはん♪

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

51kcal
5.2g

蛋白質 6.4g
塩分 1.0g

脂質 0.4g

No.79